

# 御 殿 館 跡

持出禁止

昭和56年3月

宮城町教育委員会

ご てん たて あと  
御 殿 館 跡

## 序

わが宮城町は県の中央西部に位置し、町の北西部には船形山を中心とする奥羽の秀峰がそびえ、中央部には東に広瀬川の清流が流れています。このように本町は緑と水の自然に恵まれ、一方では都市化が進み大きく発展しています。

近年、当町も他の開発の進んでいる町と同じように開発と埋蔵文化財の保護との調和をどのように図っていくかという点が大きな課題となっております。現在、宮城県遺跡台帳（昭和56年2月）によれば132個所の遺跡が確認されており、今回測量調査を実施した“御殿館跡”もそのなかの一つであります。調査の結果によると平場、土壘、空堀などの多くの遺構が認められました。

文化財は元来私たちの祖先が創造した文化であり、現在残されている数少ないものであります。そのどれもがそれぞれ個々の価値をもっているものであり、私たちは祖先が残したこの貴重な文化遺産を子孫に継承していく義務があると思います。この報告書が広く活用され、埋蔵文化財に対して住民の关心が一層深まる 것을期待しております。

最後に本年は例年ない積雪のため、調査は困難をきわめ、測量にたずさわれた方々に格別のご苦労を煩わしました。また報告書の作成に多大なご指導、ご協力を頂きました方々に心から感謝の意を表し、ごあいさつといたします。

昭和56年3月

宮城町教育委員会教育長 田 中 勝 三

## 一 目 次

序.....	宮城町教育委員会教育長 田 中 勝 三
I. 調査に至る経過.....	1
II. 遺跡の位置と地形.....	2
III. 周辺の遺跡.....	3
IV. 調査の内容.....	5
V. 考 察.....	11

## 例 言

1. 遺跡名 御殿館跡（宮城県遺跡番号 21031）
2. 所在地 宮城県宮城郡宮城町上愛子字塙柄・神明・宮下・月見
3. 調査主体 宮城町教育委員会
4. 調査期間 昭和55年11月～12月（測量調査）
5. 調査面積 241,000m<sup>2</sup>
6. 測量調査 報告書の作成にあたって宮城県教育委員会文化財保護課より多大な指導、協力を得た。
7. 本報告書は宮城県教育委員会文化財保護課技師斎藤吉弘氏の指導により宮城町教育委員会社会教育課原河英二が執筆・編集した。
8. 本報告書の作成に要した図面等は宮城町教育委員会が保管している。

## I. 御殿館調査に至る経過

御殿館は宮城町の南東部にある通常「御殿山」と呼称されている丘陵上に存在する。その形状は関山越え最上街道の宿場であった愛子地区の町並からは、その名のとおりの偉容を望むことができる。この館跡は江戸時代の文献『仙台領古城書立之覚』、『封内風土記』、『安永風土記』に記載されている中世城館である。

御殿館は昭和48年、郷土史家紫桃正隆氏により、その著「仙台領内 古城・館」にその成果が発表され、その存在が注目されるようになった。

昭和53年、宮城町はこの地域の環境整備事業を計画することになり、宮城町教育委員会は、県教育委員会に館の保存について指導を依頼した。

昭和54年11月、県教育庁文化財保護課では、小井川、遊佐両技師を派遣し現地踏査を実施した。その結果、規模も比較的大きく、土壘、空堀、土塙、門などの遺構が発見され、その遺存状況はきわめて良好であることが明確になった。

これにより町教育委員会は県教育委員会より、館の保護をこの地域の歴史解明さらに文化財の活用という面から正確な地形測量調査が必要であるとの指導を受けた。

これを踏まえて、町教育委員会は当面の措置として地形測量調査を実施することとし、昭和54年10月、国・県に補助事業計画を提出した。

昭和55年6月、町当局は補助金交付申請を行い、昭和55年度文化庁国庫補助事業として御殿館跡詳細分布調査を実施することになった。

御殿館跡地形測量は、昭和55年11月4日、宮城町と東北地形社が委託契約を締結し実施し、



御殿館跡遠景(北から)

細部の地形測量調査に際しては県教育庁文化財保護課が指導を行った。

地形測量に当っては、宮城町下愛子字町34-4所在、No.3773 1等水準点を用い水準測量を実施し、御殿山全域にトラバーエネルギーを151点打ち多角測量を行った。水準測量に5日間、多角測量に18日、図面作成を含む地形測量に79日を費した。原図縮尺は1/500、等高線は1m間隔で表示した。館の範囲と遺構の位置関係を明確にするため、土塁、空堀、平場、通路などの遺構は黒色で表示し、等高線はセピアを使用し、さらに1/1000の遺構図を作成を行った。

## II. 遺跡の位置と地形

御殿館は宮城郡宮城町上愛子字塩柄・宮下・神明・月見に所在する。国鉄仙山線愛子駅から南へ800mの地点に諏訪神社がある。御殿館はこの神社の神域と考えられる背裏の丘陵上に位置する。

宮城町地方の地形をみると西側の奥羽山脈から東方に青葉山丘陵と七北田丘陵が派生している。その両丘陵の間に愛子盆地がひらけ、そのほぼ中央を広瀬川が東流している。その両岸には河岸段丘が2~3段発達している。さらに広瀬川には熊ヶ根付近で大倉川、落合付近で芋沢川が合流し、それぞれに河岸段丘がみられる。

御殿館跡のある通称「御殿山」は、青葉山丘陵のほぼ中央に位置し、丘陵から愛子盆地の広瀬川右岸段丘上に張り出した小丘陵上にある。その小丘陵はその南を流れるサイカチ川と谷によりその背後の丘陵から隔離された分離丘状となっている。

この小丘陵の地形をみると北側の愛子盆地と南側の沢地から多くの沢が入り込む。特に丘陵南西、南、南東、東から入り込む沢、北から入る谷によって複雑な地形となっている。その規模は東西約800m、南北400mほどで、頂部の標高は183~5mであり、段丘面との比高は70m程度である。丘陵斜面は南北両斜面共に急であるが、特に北側斜面は断崖となって平地に臨んでいる。

また急峻な丘陵斜面に比べて、頂部は平坦面となっており、この規模は東西300m、南北120mほどの面積をもつ。遺構はこの部分を中心に配置されているが、そのほぼ中央部は南北から入り込む小さな谷によって、幅20mほどの尾根となっている。それを境として館の構造上東郭と西郭に区分することができる。遺構の遺存状況は西郭がより明瞭であり主郭であると考えられる。

丘陵頂部からは幅1.5kmの左右両岸の段丘、愛子・芋沢地区を見渡すことができ、頂部東端からは秋保町湯元へ通じる道を望むことができる。

### III. 周辺の遺跡

宮城町地域の遺跡数は現在包含地88、城館17、神社2、番所跡2、庵寺、板碑、塚など計132遺跡が宮城県遺跡地名表（昭和56年2月刊）に掲載されている。

このように宮城町には数多くの遺跡が確認され、広瀬川、芋沢川、それらの支流の段丘上やその周辺の丘陵上に立地する。特にこの地域には縄文式土器時代の遺跡も多く認められるが、ここでは歴史時代以後の遺跡を掲載することにする。

時代別にみると、次のような遺跡がみられる。

奈良・平安時代の遺跡には、広瀬川右岸段丘上に立地し、多くの土師器がみられた沼田遺跡平治遺跡、車B遺跡、雷神A遺跡、雷神B遺跡、蛇台原A遺跡、蛇台原B遺跡などがみられる。

中世に入ると本遺跡の他に広瀬川右岸段丘上に熊ヶ根城跡、南館、郷六城址、葛岡城址などがみられる。熊ヶ根城に隣接する興禅寺には開山の喜州全応和尚と国分盛重の二男のものと伝えられる墓碑があり、郷六城址には建武の古碑、宇那禪神社が遺存している。またその左岸と芋沢川段丘上にかけて、芋沢七館と総称している本郷館跡、江六館跡、西館、原館、寺下館、荒神館、成館などがある。原館には正安・嘉元の碑が遺存している。

江戸時代に入ると四代綱村により造営された郷六御殿、五郎八姫が居住した西館などがみられる。また愛子の地名の由来となった子愛觀音をもつ補陀寺などの庵寺も確認されている。

#### 周辺の遺跡

縄-縄文式土器時代 奈-奈良時代 平-平安時代 中-中世 近-近世

番号	遺跡地名表番号	遺跡名	時代	番号	遺跡地名表番号	遺跡名	時代
1	7	郷六遺跡	縄・奈・平	20	31	御殿館跡	中世
2	83	橋田"	"	21	91	南館跡	"
3	87	二本松A"	"	22	6	郷六城跡	"
4	89	棟林C"	"	23	42	葛岡城跡	"
5	76	車B"	"	24	108	正安の碑	"
6	80	蛇台原A"	奈・平	25	111	嘉元の碑	"
7	81	榎"	"	26	29	西館跡	中・近
8	84	上町A"	"	27	101	西館遺跡	"
9	85	上町B"	"	28	102	馬場城跡	"
10	86	観音A"	"	29	103	原館跡	"
11	88	棟林B"	"	30	104	寺下館跡	"
12	94	館"	"	31	105	荒神館跡	"
13	95	雍"	"	32	106	成館跡	"
14	96	栗生"	"	33	39	本郷館跡	近世
15	74	車A"	"	34	98	郷六御殿跡	"
16	75	平治"	"	35	30	補陀寺跡	"
17	77	雷神A"	"	36	90	諏訪神社	"
18	78	雷神B"	"	37	109	宇那禪神社	"
19	130	沼田"	平安				"



第1図 周辺の遺跡 S I : 50,000

#### IV. 遺跡の調査内容

御殿館跡の調査範囲は分離丘「御殿山」全域である。遺跡の規模はほぼ丘陵の範囲と一致すると考えられ、東西約800m、南北400mほどで、面積は 241,000m<sup>2</sup>である。

御殿館は広瀬川右岸段丘上に位置する分離丘上に存在し、その自然地形を利用しながら東と西を巧みに区画して構築された館であると考えられる。調査の結果その館の内部には、平場、土壘、空堀、通路、土橋、腰郭、池、段状遺構など多くの遺構が確認された。

さらに遺構配置は東、南西、南、南東、北から入り込む小谷によって影響をうけ複雑な様相を呈している。特に丘陵中央部は南北から入り込む谷によって、幅20mほどの尾根になっており、それを境として西と東を区分することができる。

以上のように本館跡は西側頂部平坦部（西郭）と東側平坦部（東郭）に分かれ、それをつなぐ幅20mほどの尾根があり、それぞれが土壘、空堀などによって区画され、通路、腰郭などによって連絡されている。さらにこれらの2つの平坦部南部に段状遺構がみられる。

頂部平坦面は東郭と西郭にみられ、それをつなぐ尾根もわずかな平坦面をなしている。その距離は東西約300m、南北約120m、標高約 180mでこの部分を中心として遺構が配置されている。

館を説明するにあたって、西郭と東郭にわけ西郭の平場を①、東郭のうち最高所の平場を②、東端の平場を③、その北側下位の平場を④とした。それを取りまく土壘を(1),(2),(3)…、空堀を①、②、③… その他の段状遺構や平坦面などを(a),(b),(c)…で表示した。

##### 西郭（第 図）

西郭は東西70m、南北 120mの略方形の平場①を中心として構築されている。内部は北部が高く徐々に南へ傾斜している。また、西辺中央部に方形の張り出しがあり、張り出し部分を中心として西辺全域に複数の土壘、空堀が配置されている。東辺部は数段の段状遺構や井戸状遺構が認められる。南辺部と北辺部の斜面は急崖となっており、遺構の規模形態ともに西辺や東辺部はと整然としたものではない。

平場①は御殿館の平場の中で最も規模が大きく、西側平坦面(a)と北側平坦面(b)からなる逆L字形をした平坦面である。

平坦面(a)は南北90m、東西12mほどの明確な平場で、ほぼその中央部では約15m×15mの方形の張り出し部をもつ。平坦面(b)は標高 185mで最高所にあり、規模は東西80m、南北12mでその南側の段状平坦面(c)へ連絡している。またその北端には長さ24mの土壘(6)がみられる。この平坦面の頂部に立つと広瀬川左右両岸の地域を眼下に望むことができる。

西郭西辺部は大規模な土壘、空堀などの遺構を見ることができる。これらの遺構は基本的に

は平場①の西側に土壘(1)が配置され、さらにその外側に空堀①、土壘(2)・(4)、平場(e)がめぐるという構造をもつ。

西辺北部の遺構配置は土壘(1)の外側には空堀①、土壘(2)が平場①と平行に走っている。土壘(1)と空堀①の低面との比高は深い所で3.8m、土壘(2)とのそれは2mほどである。

さらにその西側下位には空堀③と土壘(3)が加わる。空堀③は南側で土橋状遺構となり、空堀①を庶断し平坦面(a)の張り出し部へ通じている。その北端は丘陵の南西部から入り込む沢と連続している。沢最奥部から空堀③に登る部分にはわずかなくぼみがみられ、通路としての痕跡をとどめている。また、西辺北部において空堀①は土橋状遺構とさほど段差はなく、空堀③と共に通路としての役割を果すと考えられる。

西辺中央部は平坦面(a)の外側を囲むように土壘(1)、空堀①がめぐり、その外側に平坦面(e)と土壘(4)が配置されている。

土壘(1)は張り出し部北辺で連続せず開いており、その規模は上幅で約6m、下幅で2m、土壘上端から通路低面までの比高は1mほどで西郭の門となっている。

空堀①は張り出し部の北側において東西10m、南北4mの平場状の低面となっており、その西側では土壘(1)と5m、土壘(4)とは3mの比高がある。

平坦面(e)は南側で土壘に変換する。その外側には距離20mにわたり土壘(4)が配置されている。西辺南部は平坦面(a)と平行に空堀②が幅5~7m、距離80mにわたり配置され、平坦面(f)からの通路と考えられるが南側部分では平坦面(a)との境は明確でない。

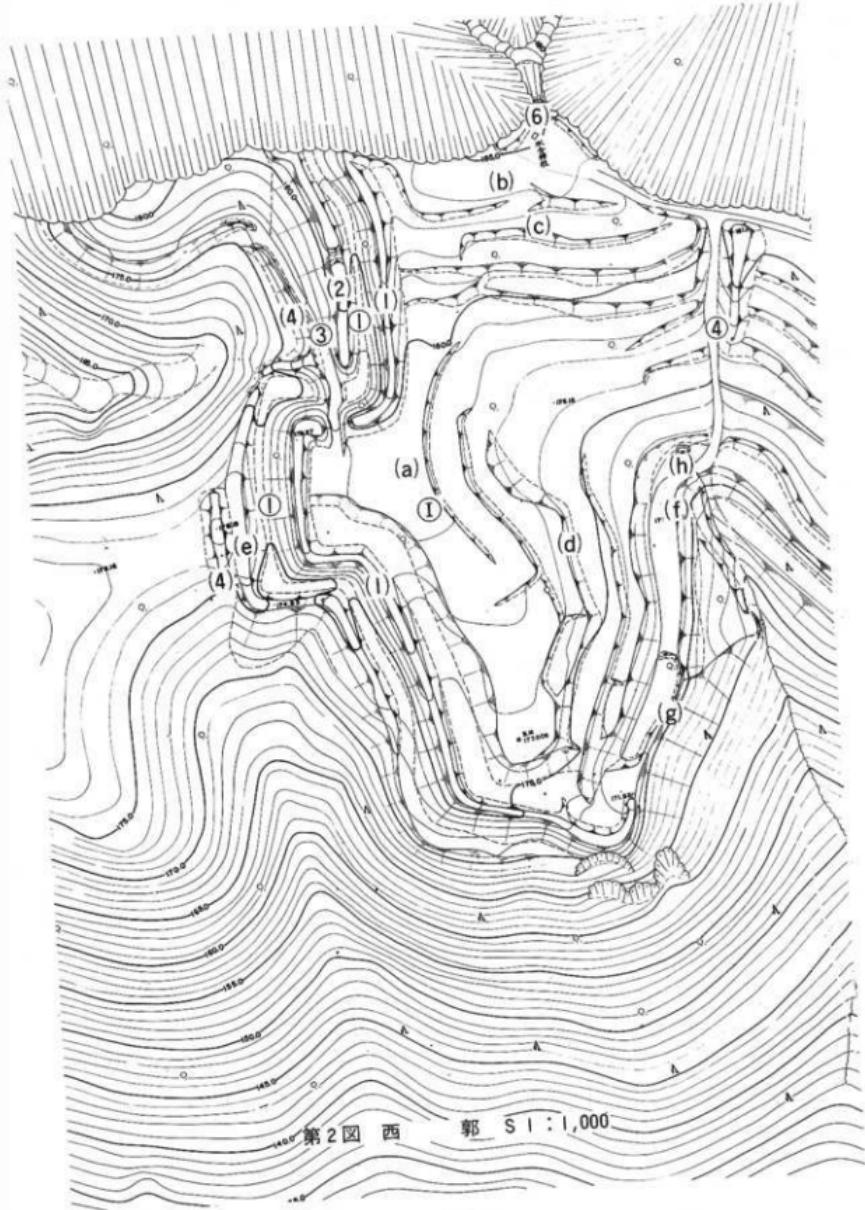
また土壘(1)は南西部隅で東に折れ、空堀①は西郭南西隅で段状平坦面となる。平坦面(e)から変換した土壘は南部中央で消失する。

西郭南辺部は西辺からの土壘(1)とその内側の空堀②が延びている。しかし南辺自体が長さ約40mほどと距離もなく、斜面も急崖となるためか、その規模は西辺ほど大きくはない。

西部東辺部は北部と南部では遺構の状況が異なる。東辺部中央に南北約60mの平坦面(f)がみられる。この平坦面は北部では南側から入り込む沢の延長線上に尾根を切り、その東側に土壘(5)を伴う空堀④に連続し、南部では段をなし最南端の平坦面(g)へ続いている。この部分は沢と面的に連続し東郭とも連絡している。

また平坦面(f)とそれに続く沢に向って、北と西から幅4~14mほどの平坦面が段をなして傾斜している。西郭の内部が東西約30m、南北約30m崩壊しているためにこの平坦面の数は正確には把握できないが、北側から井戸状の遺構(h)まで6段(c)、西側からは3段の平坦面(d)がみられる。

以上のことから平坦面(f)は通路としての性格をもち、これらの段状平坦面(c)・(d)はそれに対する備えと考えられる。



### 東郭(第3図)

東郭と西郭は北側において尾根続きになっており、その南側下位には東西約60mにわたり、幅3~8mの段状遺構①がみとめられる。

東郭は頂部に造成された平場⑪・⑫・⑬が遺構の主体となる。しかし、それらは自然地形をわずかに改変した程度である。頂部の平坦面は南東方向へ約150m、大きく2つの平坦場⑪・⑫が続いており、その南側は大規模な段状遺構となる。また、東郭の北部と東部には土壘、空堀が配置されてある。

また、西郭の平場①は15mの比高をもつ段状遺構であるが、東郭のそれらはほぼ均一な平坦面をなしている。東郭の平場の中で最高所である平場⑪は標高が183mで、東端の平場⑭とは約2m、その北側下位の平場⑮とは9mの比高がある。また西郭北端の平場(a)より約2m低くなる。

東郭の平場⑪は南東がやや張り出した長方形をしており、約70m×20mの面積を有し、御殿館の平場の中で中央に位置している。その平坦面はほぼ均一であるが西側に一边が約10mの方形の高まり(k)がみられる。

平場⑭は御殿館の最東端の平場である。形状は橢円形を示し平坦面の規模は約12m×4mと比較的狭く、標高は181mである。

この平場⑪・⑫を西から南へかけて3~4段の段状遺構(l)がめぐる。この段状遺構は比較的大規模なものであり、幅3~12m、距離約200mにわたり平場⑪・⑭を囲んでいる。またこの段状遺構(l)の裾まわり、傾斜変換部にあたる部分には約75mにわたり土壘状遺構(6)がみられる。その内側は幅2~3mの空堀⑤が走り西側は沢に沿うようにわずかにくぼむ平坦面となって沢の最奥部へ至り、平坦面(f)に通じ空堀④へ連絡している。この部分は通路としての役割を果していたと考えられる。

平場⑮は平場⑭の北側下位にあり、東西約60m、南北20m、標高は172m~174mで比較的規模が大きく、低い位置に造成されている。この平場は3部分の平坦面(M)・(N)・(O)で構成されている。西側の平坦面(M)は約30m×15m、その東側平坦面(N)は約45m×18m、それに含まれる形で約13m×8mの平坦面(O)が造られている。中央の平坦面(N)が東西の平坦面より約1~2m低くなっている。

またこの平場⑮を東側から北側に空堀⑥と土壘(7)がめぐり、この空堀は幅2~4m、距離65mで、平坦面(M)へ連絡している。空堀⑥は通路としての役割を果している。その北側下位を腰郭状の平坦面(P)が幅約1.5m、距離約50mにわたってみられ、その外側に土壘(8)が配置されている。

さらに平場⑮の南東隅には比較的高い土壘が一部残存しており、現在の通路により破壊され

ているが、この付近から空堀⑥へ連絡していたと考えられる。

平場⑮の東側下位に幅約1.5~3m、距離約70mにわたり空堀⑦があり、南側上方の小規模な平坦面⑩に連絡し、北西部の下端は沢部と連絡するものとみられる。この空堀の東側には土壘⑨がみられる。

このように西郭と東郭を比較するとその構造は様相を異にしている。

西郭の平場は起伏をもつ平坦面であり、その西辺は、土壘、空堀で囲まれ、東辺は沢地に向う段状造構が造成されている。西郭は周囲に対する見通しに難点があり、それを補うためにこのような厳重な施設配備がなされたものと思われる。

東郭は頂部に造成された平場が遺構の主体をなし、北東部においては土壘、空堀などの施設が配され、南西部は大規模な段状造構となっている。東郭は周囲に対し見通しがきき、急峻な地形のために西郭ほどは厳重な施設は造られていない。

西郭の西周辺部には丘陵南西部から西郭の西側に向けて入り込む沢がある。その途中南側上方には3ヶ所の小規模な段状造構⑧がみられる。前述したようにこの沢は北東部にみられる通路状の遺構⑨に連続する。つまり沢部は館内に至る主要通路であり、沢部にみられる段状造構は通路に対して何らかの役割をもった部分であると考えられる。またこの沢を南北からはさんで西方にのびる尾根が続いている。その南側の尾根は土壘⑤の西側になり、やや西方に傾斜する平坦面となっている。この部分についても遺構は検出されなかった。また、北側の尾根は北側半分ほど自然崩壊している。その尾根の標高150mの所に一辺が約4mほどの塹注1⑪がみられる。さらにこの尾根の先端部は一部開削されて平坦面となっているが近世の屋敷跡かと思われる。

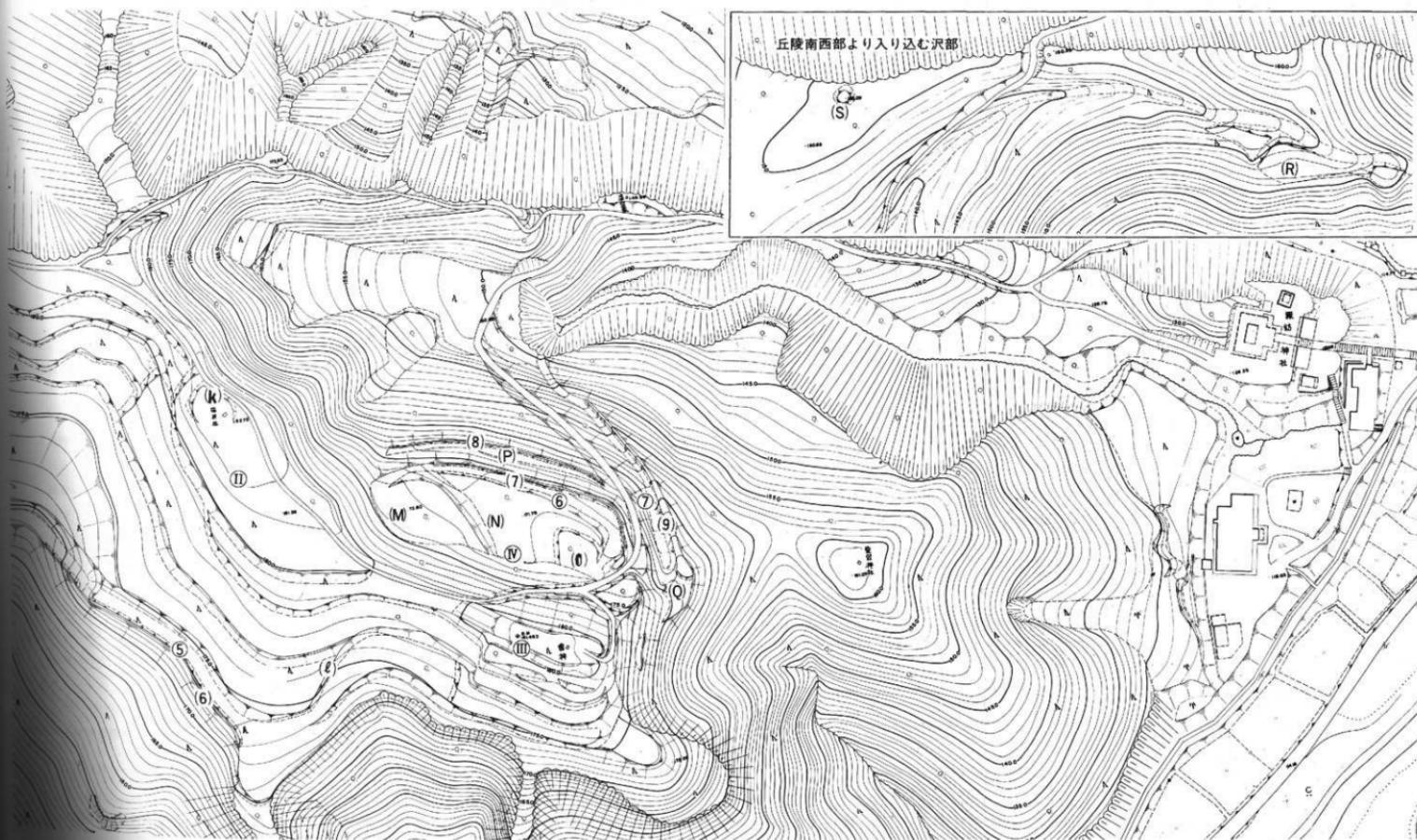
東郭の西側をみると東と南東から入り込む沢があり、その間に東にのびる平坦面がある。この部分についても遺構は検出されなかった。

さらに館全体の北側は東西に延びる丘陵の自然崩壊により急峻な崖となっており、以前は館の遺構が存在したと考えられる。西郭の土壘①②は北端において失われている。

館の範囲について、主たる遺構は西側は土壘⑤を西限、東側は土壘⑩を東限とした独立丘上であるが、その周囲にみられる沢地が遺構に連続する通路と考えられることから、沢をはさむ尾根は館としての遺構が不明確であるが、防御的な要素をもつと思われる。つまり館の範囲はこれらの尾根、沢を含む範囲と考えられ、青葉山丘陵よりサイカチ川と谷により画された東側の丘郭全城が館の範囲であると思われる。

注1

『上愛子村風土記書出』に「一古塚 一塚 高サ六尺 周リ十三間 右ハ花板勘解由と申御方塚ニ候由申伝候事』(宮城県史・史料編)とあり、上愛子村に他に塚の存在がみられないでこの塚についての記載であろうと思われる。



第3図 東 郡 S : 1,000

## V. 考察

御殿館の初見は延宝年間(1673~1681)の『仙台領古城書上』であり、この他に安永3(1774)年の『上愛子村風土記御用書出』などに記載されている。これらは館の名称と規模について記載しているが、館主、築城年代についての記載はなく、いずれも「野武士」が「捕籠」としている。なお、宮城郡誌に名称のみ記載がみられる「国分の三十五城」のうちの「古天城」は御殿館を指すものと考えられる。

御殿山の東麓にある諏訪神社はその宮野宮司により書き出された記録によると、本社は延暦の昔山神としてこの地に祀られ、文治年間には源頼朝の命により、伊沢家景が本社殿の造営を行ったといわれる。康正3(1457)年に当社が再興され、西山(御殿山)の頂上から現在地に遷座し、国分の郷33ヶ村の総鎮守であるとされている。

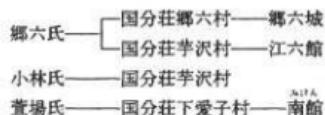
この諏訪神社に残る康正3年の棟札には国分宗治によって造営されたとあり、それ以後も数回造営の記載はみられるが、館もしくは御殿山についての記録はみられない。よってここでは宮城町の中世の歴史や周囲の館跡などから御殿館の機能、館主、年代などについて考えてみたい。

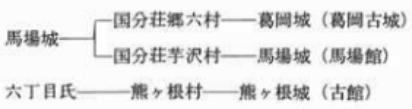
宮城町地方は奈良~平安時代には宮城郡科上郷、丸子郷に属していたと考えられている。科上は作並・大倉付近、丸子は愛子・芋沢・郷六付近に位置し、それぞれ豪族が支配していたとされる。

鎌倉時代以降になると、千葉胤通に宮城郡国分荘が与えられ、その後国分荘33ヶ村がその支配地域になったことが諏訪神社、宇那禰神社の棟札や『佐藤純粹書状』などによって裏付けられるとしている。(1969 宮城町誌史料編「中世の宮城町」)

国分氏の支配の中で最も早く宮城町の中世に現れるのが郷六氏である。平重道の見解によれば、この郷六氏は国分胤嗣が建長7(1255)年に郷六の住人郷六丹後の守政國の養子となって以来、1450年頃九代国分盛經の弟重政が郷六刑部政繼の養子となつた頃まで、しだいに国分氏の支配下に組み入れられていったと考えられている。(1969 宮城町誌史料編「中世の宮城町」) 郷六氏の所領については『伊達世臣家譜』によれば、その祖盛政は郷六邑と愛子邑を領有していたとされている。

さらに中世の宮城町内のおもだつた知行地と居館の関係は『仙台領古城書上』『安永風土記御用書出』『伊達世臣家譜』を史料とすると次のようになる。





これらの館跡はいずれも広瀬川、大倉川、芋沢川などの河岸段丘上に立地し、川と旧街道に面している。館主については文献にわずかにみられるだけで国分氏の支配に入していく経過については不明である。しかし、天文の変（1542）頃には宮城町の各館主はほぼ国分氏の支配下にあったと思われる。

これらの豪族を支配していた国分氏は伊達の天門の変の際には東党すなわち植宗方に属していたがやぶれてしまい、その後伊達方につくか否かの内部抗争の結果、その勢力も弱まる。天正5（1577）年頃には伊達盛重が国分氏に入ることにより伊達家の家臣団に組み入れられていった。また国分荘の他の豪族らも同様と考えられる。

このような背景の中で御殿館について考えてみると、宮城町の中世城館とされるものはほとんど国分氏に関係するものであり、本館跡もその例外ではないと考えられる。このことから、この館主は国分氏もしくはその家臣団の居館と考えるのがよいと思われる。

また、本遺跡の立地する御殿山は中世においては国分荘愛子邑にあり、この愛子邑の領主は郷六邑に居をかまえていた郷六氏と考えられている。

のことから考えて御殿館の館主について考えるならば、川を隔てる芋沢川及び大倉川周辺の館主とは考えにくく、当然広瀬川右岸の館主と考えられる。この点で愛子邑ともっとも係りのある郷六氏である可能性もある。

以上のことと総合すれば本館跡は国分氏の支配地内において、宮城町で現在確認されている唯一の山城であり、関山越え最上街道に面し、また秋保、愛子邑の分岐点に位置し、防御的性格をもっている。他の館跡はすべて河岸段丘上や丘陵上に位置し、防御的性格の弱い平城である。

中世において宮城県内にみられるこのような山城は15～16世紀にかけて多く構築されている。この地域においてこのような山城を必要とする状況は、国分氏が伊達の勢力と対抗した時期から、郷六氏が伊達の家臣団に組み入れられ出羽最上と対抗した時期と考えられる。このことから本館は少くとも天文年間から天正年間頃には使用されていたのではないかと考えられる。構築時期については不明であるが、国分氏が支配権を確立したとされる15世紀中頃までさかのぼる可能性がある。

## 御殿跡関係文献史料

### 「伊達輝宗書状」(仙台市史・資料編I)

一、国分名代之事、能州(盛重)其方江被仰渡候者、其後者自= 何方= 違乱之儀候共、其方可。

為= 御任= 候、仍為= 後日之状= 如件

元龟三年<sup>生</sup>六月十五日

国分寺正忠 殿

輝 宗 在判

二、今度国分為= 代官= 九郎(盛重)殿差越申に付而、其許持大慶候、自今以後、九郎殿其方ニ等閑之事候者、無疑心こなたへ可被申候、八幡大菩薩も御照覽候へ、其方指捨間舗候、仍為= 後日= 如件

天正五年十二月十九日

堀江揚部尉 殿

輝 宗 在判

### 「佐藤純幹書状」(仙台市史・資料編I)

一、国分御家御一家衆、私覺申通リ左ニ書立申候

郷六氏 森田氏 八乙目氏 北目氏 南目氏 朴沢氏 鶴谷氏 松森氏 秋保氏 栗野氏  
古内氏 板本氏 白石氏

右大概如此御座候、承伝之外御宿老ニ堀江氏右子孫只今ニ御座候、尤御一家衆ハ御紋井重ノ一字被下代々用申由御座候、惣侍之分數多御座候

一、三月三日白山宮御祭礼之節、流鏞馬射手八乙目氏、森田氏、北目氏、鶴谷氏、堀江氏、朴沢氏ニ御座候、此内堀江氏ハ団とリニ御座候

### 「仙台領古城書上」(仙台叢書第四卷)

宮城郡

一、南目城 南目村 喜多目紀伊曾孫彦右衛門

一、小泉古城 小泉村 天文中迄結城七郎、國分能登守盛氏

一、小泉古城 小泉村 堀江伊勢、国分盛重

一、笠森城 鶴ヶ谷村 鶴谷治部

一、霞目古城 霞目村 郷六大膳

一、松森古城 松森村 国分盛重小泉より移住

一、実沢古城 実沢村 八乙女淡路

一、小岳城 小角村 古内近江長時孫鉄右衛門

一、福沢城 根白石村 古内重広

一、白石城 根白石村 白石參河

一、朴沢古城 朴沢村 朴沢藏人

一、郷六城 郷六村 郷六大膳盛元入道興興、(後郷六氏は霞目城に移り、子孫森田氏居住)

一、葛岡城 郷六村 馬場筑前入道清説

一、馬場城 李沢村 馬場筑前一門治部太輔

一、江六城 李沢村 郷六大膳一門左衛門

一、こてん城 上愛子村 野武士桶籠

一、おかな館城 大倉村 野武士桶籠

一、三方川古城 三方川 野武士桶籠

一、熊ヶ根城 熊ヶ根村 六丁目某

## 「仙台領古城書立之覚」(宮城県史32史料集III・資料編9)

郷六村

一、平城 東西三十間  
南北十間

但土手形有り

右城主郷六大膳此子孫森田孫左衛門ト申者御座候

一、平城 東西三十間  
南北二十三間

土手形有り

右城主馬場筑前入道清説ト申者之由申伝候

芋沢村

一、郷六城 東西三十間  
南北四十間

堀形只今ハ田ニ成申候

一、馬場城 東西三十八間  
南北四十間

右城主馬場治部大輔也但馬場筑前一門ニ御座候

上愛子村

一、ゴテン城 東西六十間  
南北三十間

土手形有り

右城主古ヘ野武士共口軍之時分取立候ヲ桶籠候由申伝候

大倉村

一、ヲカナタテ城 東西四十間  
南北四十二間

## 「封内風土記」(仙台叢書第二卷)

古里凡三 其一 土人呼之 曰御殿山 不詳何人所居

其二 在下愛子邑 号西館 伝云初茂庭石見綱元入道了巷居之 明正帝 寛永十三年 移于栗原郡文字邑 此館新造宮 貞山君第一女 越後少将兼上 総介忠輝朝臣室也 忠輝朝臣有故 謂于飛州 是以帰于仙台 忠輝朝臣歿後 落飾号天麟院 移居于此館 称之曰西館 其二 同上 号南館 国分家臣董場丹後守 所居 土人呼之 称董場館 古塚一 在下愛子邑 上

方二間 下方九間 松四株義于四方隅 不詳 何時所築 伝云行人号想海者之塚也

「安永風土記御用書出」(宮城県史24)

(上愛子村)

上下愛子村鎮守

- 一、諏訪大明神 黒塙神彌渡神共ニ三神一社 一、小名 宮
- 一、勅請 誰勅請と申義井年月共ニ相知不。申候得共、御社御造営棟札拾枚御座候処、右之内四枚ハ文字見分不。申候ニ付、残六枚左ニ御書上仕候事
- 一、大旦那郡分下野守様宗治康正三年十一月御造営棟札毫枚
- 一、大旦那藤原朝臣国分能登守様宗政、国分丹後守様宗元永祿三年御造営棟札 毫枚
- 一、大旦那藤原朝臣国分能登守様宗政、國分丹後守様宗元元亀弐年十一月御造営棟札 毫枚
- 一、大旦那山岸修理助様、堀長門守様、堀但馬守様慶長三年十二月御造営棟札 毫枚  
但シ右棟札ニ一宮と有レ之候事
- 一、大旦那藤原朝臣政宗公元和九年十一月御造営御棟札 毫枚
- 一、大旦那仙台中納言政宗公寛永拾弐年十一月御造営御棟札 毫枚
- 一、坂 武ツ
- 一、坂蓋坂 名取郡長袋町江之通路
- 北小斎
- 一、湯長根坂 名取郡秋保湯本村江之通路

一、古館 毫ツ

一、御殿館 積毫丁四拾毫間  
横 式拾式間

往古野武士共取立櫓籠候由申伝候事

一、古塚

一、塚 高サ 六尺  
廻リ 拾三間

右ハ花坂勘解山と申御方塚ニ候由申伝候事

(芋沢村)

一村鎮守

一、宇都弥大明神社 一、小名 宮

一、勅請 誰勅請と申儀并年月共ニ相知不申候事

但永祿年中迄國分郷六村ニ御鎮御座候處、其後当村江御遷宮ニ御座候、古キ棟札四枚御座候

ニ付左ニ写御書上仕候事

一、宝徳元年丙戌十二月大權那藤原氏御建立御棟札一枚但文字見得分り不申候事

一、天文丙申十二月大權那藤原朝臣長沼式部少輔宗次公社堂御建立御棟札一枚

一、永祿五壬戌十二月大權那郷六大膳守宗家公社堂御建立御棟札一枚

一、正保二乙酉四月大權那藤原孫次 松平陸奥守忠宗公御代御棟札一枚

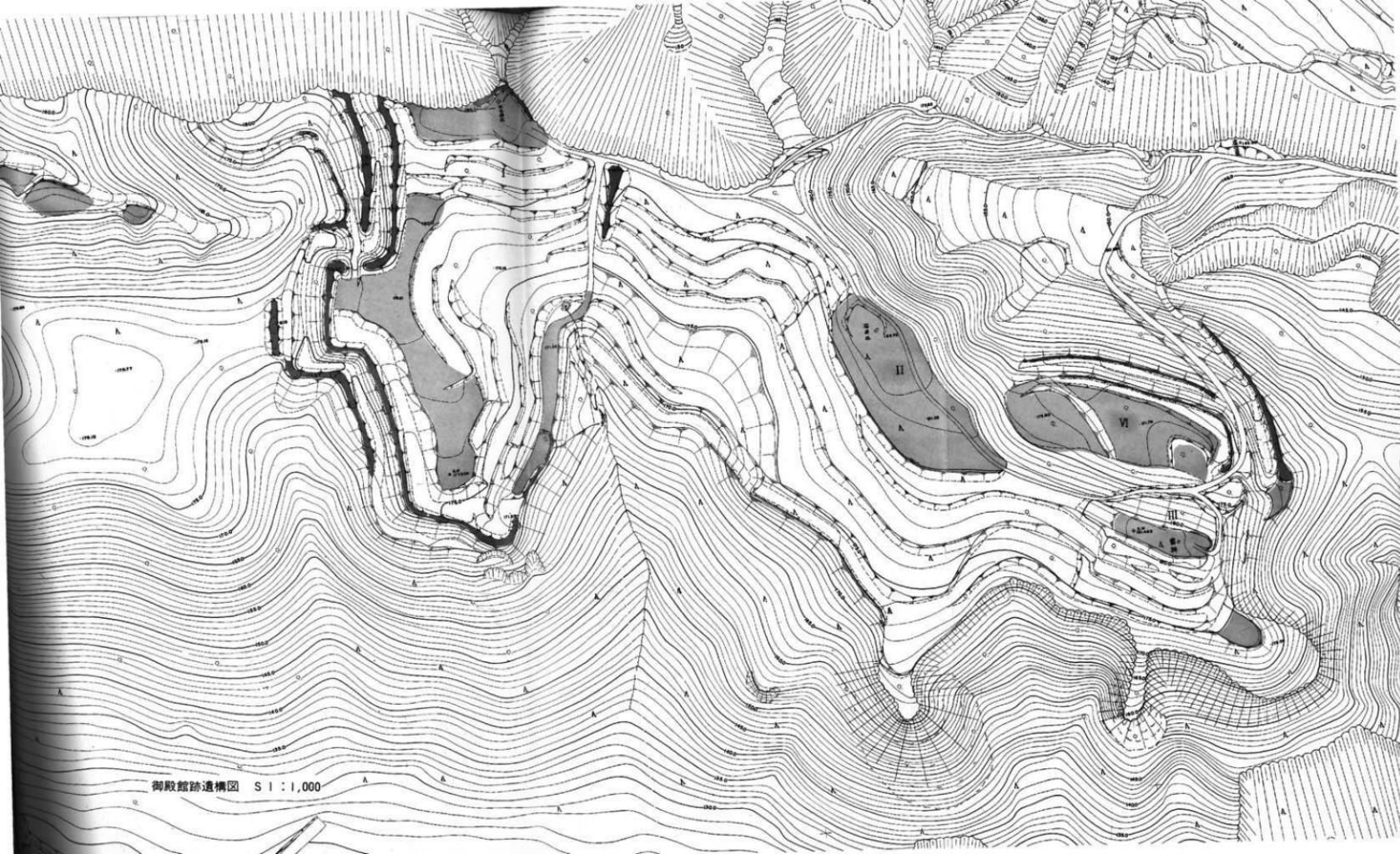
右之通ニ御座候事。

「伊達世臣家譜」(世臣家譜卷之十一)

郷六氏 森田氏 森田初称 郷六 姓平 其先出自国分能登守盛氏。(註 其先出自千葉下總介常胤。以常胤第五男国分五郎胤道為。祖道一作通。胤道領宮城郡国分莊。因氏焉。世住于国分千代城。胤道數世孫能登守宗政。宗政子能登守盛氏無子。天正五年家臣堀江某請之當家。立保山公第五男以為嗣。稱之彦九郎盛重。初名政重。盛重天正未遂為當家之臣。後出奔於出羽州秋田。其子為住僧持惠沢山童宝寺。稱之実永。一說盛重別有子孫。仕佐竹家。稱伊達今不詳。之)以盛氏庶子郷六七郎盛政為。祖其裔為虎間番士。今保四百四十石之祿。盛政領宮城郡国分莊愛子郷六二色。而住于郷六館。因氏焉。盛政子九郎盛元。盛元子大膳政治。政治子總左衛門政友。政友子外記助重元。天正中国分莊屬当家。日使舉而仕。賜其本邑愛子七十七石之田。於是納郷六邑。自是相繼併宅三廳家中舍二十三区於山及寺。(註 号南森山長福寺。享保二年七月獅山公時避將軍惇信公之小字。以改同慶寺云)以置此地。蓋去治三里半許云。慶長二年九月奉命教最上家。遂戰死之。重元子隱岐元猶(中略)慶長三年召之。命称森田木工右衛門。而承父之家。且增俸為三百石之祿。自是以森田為氏。(註是時上愛子邑免諸役。以為由緒地。黑印今藏于家。)

## 参考文献

- |                    |      |  |
|--------------------|------|--|
| 宮城郡教育会             | 1928 | 「宮城郡誌」                                 |
| 宮城町誌編算委員会          | 1967 | 「宮城町誌・史料篇」                             |
|                    | 1969 | 「宮城町誌・本編」                              |
| 宮城町誌編算委員会          | 1969 | 「宮城町誌本編」                               |
| 紫桃正隆               | 1973 | 「仙台領内古城・館」第3巻                          |
| 宮城町教育委員会           | 1977 | 「宮城町の文化財」                              |
| 宮城県文化財保護協会         | 1979 | 「宮城の文化財」第39号 一宮城の城館特集一                 |
| 宮城県教育委員会           | 1980 | 宮城県文化財調査報告書66集<br>歴史の道調査報告書 一関山越え最上街道一 |
| 宮城町                | 1980 | 「広報みやぎ」No306 一歴史の道関山越一                 |
| 藤沼邦彦<br>小井藤和夫<br>斎 | 1981 | 「日本城郭大系」3 一宮城県一                        |



御殿館跡遺構図 S I : 1,000

御殿館跡

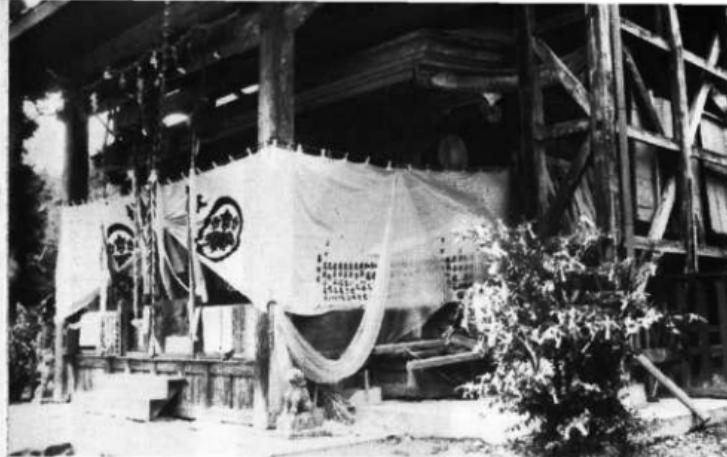
保護標柱



広瀬川の左右両岸

矢印 御殿館





御殿山東麓の  
諏訪神社



東から遠景  
南から遠景

西郭

東郭





北西から遠景



平場①-b



平場①-bから  
北方を望む

土壠①—  
空堀(l)—平場(e)



土 橋 状 遺 構



井 戸 状 遺 構 (h)



空塙③から  
門跡推定場所



平塙①から  
空塙④を望む



平塙⑩と  
方形の高利⑪





平場 ⑩



平場 ⑩ から  
東方を見る



平坦面(0)から  
空堀⑦—土壠(9)

### 宮城町教育委員会社会教育課職員一覧

教 育 長	田 中 勝 三
社会教育課長	中 野 博
(前)社会教育課長	小 松 龍 藏
社会教育課長補佐	田 副 恒 德
(前)社会教育課長補佐	早 坂 征 市
主 事	原 河 英 二
主 事 补	早 坂 真 由 美
社会教育指導員	門 真 洋
(前)社会教育指導員	大 内 義 雄

---

宮城町文化財調査報告書第3集

御 殿 館 跡

昭和56年3月20日 印刷

昭和56年3月31日 発行

発行 宮城町教育委員会

宮城郡宮城町下愛子字観音堂5

電話 (02239) 2-2111番

印刷 渡辺印刷所

仙台市石名坂73

電話 22-9520番

---